

4月9日から
4月22日まで

新型コロナウイルス 「感染対策強化期間」中

長野県 緊急広報

長野県知事から皆さまへ 重要なお願い

現在、長野県内では新型コロナウイルス感染症の感染確認者が急増しています。加えて、政府から7都府県を対象区域とする「緊急事態宣言」が発令されるなど、全国的かつ急速なまん延のおそれがあることから、今後、県内における感染発生のリスクが高まることを懸念しています。

今が、重要な時期です。

すべての県内の皆さまは、自覚症状の有無にかかわらず、

4月22日まで、感染防止に最大限ご留意いただくようお願いします。

ご自身と大切な方の命を守るために、県民一丸となって感染防止を徹底し、互いに支えあいながら、この難局を乗り越えましょう。

※「緊急事態宣言」の対象地域（4月8日現在）
東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県

1 「緊急事態宣言」の対象地域への往来は、基本的に行わないでください

また、これらの地域からお越しの方は、
14日間健康観察を行っていただくとともに、必要な場合を除き、**外出しないでください。**

2 人との接触機会を減らす、間隔をとるなど、社会的距離をとってください

人混みを避けたり、職場や飲食店等でも**座席の間を広くとる**など、社会的距離をとってください。（ソーシャルディスタンシング）

3 ご家族、親類、知人が「緊急事態宣言」の対象地域にお住まいの方へ

大変ご心配のことと思いますが、これらの地域にお住いのご家族や親族、知人の方と連絡を取り合っていただき、できるだけ**ご自宅に留まる**ようお願いしてください。

4 基本的な感染防止対策を徹底・継続しましょう

感染を防ぐには、**手洗いや咳エチケット**など、基本的な感染症予防対策の徹底が不可欠です。また、感染リスクが高い

「3つの密」

（密閉空間、密集場所、密接場面）を避ける行動をお願いします。



5 発熱や風邪症状があったら

発熱等の症状がある方は外出せず、他の方との接触を避け、**保健所（有症相談窓口）**や**かかりつけ医**にお電話いたしました上で、医療機関を受診するようにしてください。



6 冷静な行動をお願いします

感染者や医療従事者の方々、緊急事態宣言の対象地域からお越しになられた方々への**不当な差別や偏見、いじめ**などが起こることがないよう、配慮ある冷静な対応をお願いします。

一般相談窓口（県庁 保健・疾病対策課）

下記窓口で休日を含め24時間、専用電話でお受けします。
026-235-7277 または **026-235-7278**
FAX 026-403-0320 詳しくは「長野県 コロナ対策」で検索

最新情報を随时ツイッターと
LINEで発信しています。

